

地域における薬剤耐性対策推進に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人姫路薬剤師会（以下「乙」という。）は、地域における薬剤耐性対策を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が実施する抗菌薬適正処方推進事業（以下「本事業」という。）を甲が推奨し、及び支援することにより、地域における薬剤耐性対策を図り、もって姫路市民の健康の保持増進及び医療の質の向上に資することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、地域における薬剤耐性対策を推進するため、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 本事業の公衆衛生上の意義を高く評価し、乙による本事業の推進を強く推奨し、及び支援すること。
- (2) 本事業の目的について、乙と連携し、広報活動を行うこと。
- (3) 乙と協力して地域における抗菌薬の適正使用に向けた啓発等の地域医療貢献活動を実施すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、地域における薬剤耐性対策を推進するため、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 本事業を実施するに当たり、企画、推進及び全体統括を行うこと。
- (2) 乙の会員である薬局（以下「会員薬局」という。）に対し、本事業への参加を推奨するとともに、適切な情報提供及び指導を行うこと。
- (3) 甲に対し、本事業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) 本事業により作成される分析レポートを甲に提供すること。
- (5) 甲と協力して地域における抗菌薬の適正使用に向けた啓発等の地域医療貢献活動を実施すること。

（本事業の内容）

第4条 乙が実施する本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員薬局のうち、本事業の趣旨に賛同し、本事業への参加を同意した薬局が、株式会社ファルモ（以下「ファルモ社」という。）の提供する調剤情報処理基盤「ファルモクラウド」を活用し、本事業の遂行に必要な範囲内で、個人情報を含む調剤データをフ

アルモ社に送信する。

- (2) ファルモ社は、会員薬局からの委託に基づき、当該データに対し患者からのオプトアウト処理及び個人情報保護法に準拠した匿名加工処理を実施する。
- (3) 乙は、ファルモ社に匿名加工後のデータの分析を委託し、その分析レポートを受領する。

(甲による分析レポートの利用)

第5条 甲は、乙から提供された分析レポートの内容について、地域における薬剤耐性対策の推進及び地域における抗菌薬の適正使用に向けた啓発等の地域医療貢献活動の実施に限って利用することができるものとする。この場合において、甲による利用には、分析レポートの二次利用（グラフ化、集計、広報紙等への掲載等）を含むものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年6月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所新館4階
一般社団法人姫路薬剤師会
会長 泉 憲政